

幸区役所広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業仕様書

1 目的

この仕様書は、川崎市幸区役所において、設置事業者が①広告付き庁舎案内表示板、②液晶モニター、③タブレット端末、④通信設備及び⑤庁舎案内のパネル（以下、「パネル」といい、①～⑤の総称を「案内表示板等」という。）を設置し、広告付き庁舎案内表示板を媒体として広告を掲載すること及び案内表示板等の維持管理を行う事業（以下「設置運用事業」という。）を実施するに当たって必要な条件等を定めるものである。

2 案内表示板等の設置等

(1) 設置場所等

通信設備を除く案内表示板等を設置する位置は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により位置等の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置事業者との協議により変更できるものとする。

また、通信設備及びパネルの設置場所等は、別途協議して決定する。

種別	幸区役所内設置場所	台数	サイズ	表示内容
広告付き庁舎案内表示板	1 F 総合案内横 (別添配置図①参照) (液晶モニター2台内蔵)	1台	縦 2,100 mm程度 横 4,500 mm程度 幅 700 mm程度 (液晶モニターは、42インチ以上とする)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎案内図 ・ 周辺地図 ・ 相談窓口案内、会議室案内 (液晶モニターA) ・ 行政情報 (液晶モニターB)
液晶モニター	1 F 出入口 (北側) (別添配置図②参照)	1台	42インチ以上 ただし、自立型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎案内図 ・ 相談窓口案内、会議室案内 (液晶モニターA)
	1 F 正面及び北側エレベーターホール (別添配置図③参照)	2台 (各1台)	42インチ以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎案内図 ・ 行政情報 (液晶モニターB)
タブレット端末	1 F 総合案内	1台	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語による庁舎案内 ・ 音声及び文字入力による翻訳機能
	1 F 区民課	1台		
	2 F 高齢・障害課	1台		
	3 F 地域ケア推進担当	1台		
	4 F 地域振興課	1台		
パネル	区役所内 ※設置場所は別途協議	5枚	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎案内図等

(2) 設置・撤去

ア 設置方法

案内表示板等は、貸付期間の開始後速やかに、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること。

(ア) 転倒防止

案内表示板等の設置に当たっては、本体が容易に動かないよう確実に固定するとともに転倒・落下などによる事故防止のための必要な措置を講じること。

なお、本体の固定は、床、壁、天井等にできるだけ負担の少ない方法によること。

(イ) 施設利用

施設利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、施設管理者の指示があった場合は、その指示に従うこと。

また、案内表示板等に突起物等がある場合は排除するなど安全上必要な措置を講じること。

イ 撤去

貸付期間が終了したとき、又は、契約を解除したときは、案内表示板等を撤去し、原状回復を行うこと。

ウ 費用負担

案内表示板等の設置、移設及び撤去に関する工事、転倒防止並びに安全対策に要する一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

3 案内表示板等の規格等

設置する案内表示板等は、次の各号の全てを満たす規格とすること。

(1) 素材

案内表示板等本体の素材は、鉄板又はそれに相当する強度を持つものとし、耐久性や防災性能に考慮すること。

(2) デザイン

ア 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。

イ 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するため、川崎市HPで公表している「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」に適合すること。

(URL: <http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-3-4-0-0-0-0-0-0.html>)

ウ 外国語表記を付加し、外国人に配慮すること。

(3) 庁舎案内図の表示

ア 各階ごとに部課名等をわかりやすく表示すること。

- イ 課ごとに業務内容をわかりやすく表示すること。
- ウ 組織変更、レイアウト変更等により表示内容に変更があった場合は、その都度、指示に基づき速やかに修正を行うこと。
- エ 外国語表記を付加すること。

(4) 周辺地図の表示

- ア 幸区内の広域図とし、公共施設（特に幸市民館、幸スポーツセンター、日吉出張所、道路公園センター及び石川記念武道館）及び避難場所等その他指定する地点をわかりやすく表示すること。
- イ 表示内容に変更があった場合は、原則として年1回以上更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付け等により適宜対応すること。

(5) 相談窓口案内、会議室案内の表示

ア 液晶モニターA仕様

42インチ以上の液晶モニターを区役所1F総合案内横に設置する広告付き庁舎案内表示板に1台搭載するとともに、区役所1F出入口（北側）に1台設置し、次の(ア)、(イ)を一定時間で切り替えて表示できるようにすること。

(ア) 会議室案内

その日に予定している会議やイベント等について、会議室名、時間、会議名等を表示し、データについては1週間分を蓄積できるものとする。

(イ) 相談窓口案内

相談名、相談員、相談日、相談時間等を表示し、データについては随時更新できるものとする。

イ 情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェア等を設置事業者が提供し、随時表示内容を区役所職員が容易に変更できるものとする。

なお、液晶モニターに表示するためのデータは、USBメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

(6) 行政情報の表示

ア 液晶モニターB仕様

42インチ以上の液晶モニターを区役所1F総合案内横に設置する広告付き庁舎案内表示板に1台搭載するとともに、区役所1F正面及び北側エレベーターホールに各1台設置することとし、川崎市が提供する動画及び静止画の行政情報を表示できるものとする。

また、デジタル受信、DVD接続ができるものとする。

ただし、DVD接続は、区役所1F総合案内横に設置する広告付き庁舎案内表示板のみとする。

イ 情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェア等を設置事業者が提供し、随時表示内容を区役所職員が容易に変更できるものとする。

なお、液晶モニターに表示するためのデータはUSBメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

(7) 通信設備

ア 通信設備は、窓口サービス向上のために各フロアに設置するタブレット端末の通信を行うとともに、川崎市が市民・来訪者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下、「かわさきWi-Fi」という。）を提供するための機能を有するものとする。

イ 設置事業者が設置する通信設備の通信費及びこれに付随する維持管理に係る費用は、設置事業者が負担するものとする。

なお、1Fにおいては、既に川崎市がかわさきWi-Fiを提供するために設置している通信設備が存するため、これを使用することができるものとするが、1Fの当該設備ではかわさきWi-Fiを提供できない区域（情報コーナー等）が発生しているため、当該区域にもかわさきWi-Fiを提供できるよう通信設備を追加するとともに、未だ通信設備が整備されていない2Fから4Fまでのフロアの川崎市が指定する範囲において、かわさきWi-Fiを提供できるよう設置事業者の負担により整備するものとする。

(8) その他

ア 案内表示板等に関する問合せ等に対応するため、通信設備及びパネルを除く案内表示板等に設置事業者の連絡先を明記すること。

イ 省エネルギー対策を講じること。

ウ 電源操作は、タイマーその他機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチによる方式とし、来庁者等による誤動作を防止する対策を講じること。

4 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

ア 広告のスペースの面積は、広告付き案内表示板における表示部分の3

0%以内とすること。

イ 設置事業者は、広告付き案内表示板に適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

(2) 広告内容

ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとする。

イ 広告募集に当たり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

5 運用業務

(1) 案内表示板等に関する問合せやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。

(2) 案内表示板等のメンテナンス及び清掃を定期的に行い、破損・汚損等がある場合は、その都度補修等の対応を行うこと。

(3) 案内表示板等の維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

6 その他

(1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 広告付き庁舎案内表示板に係る電気料

ア 設置事業者は、広告付き庁舎案内表示板に係る電気料について、川崎市が年度を単位として発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに川崎市に納入しなければならない。

電気料＝親メーターによる月額使用料×貸付面積÷延べ床面積

イ 川崎市は、正当な理由があると認めるときは、前項に定める算出方法を変更することができる。

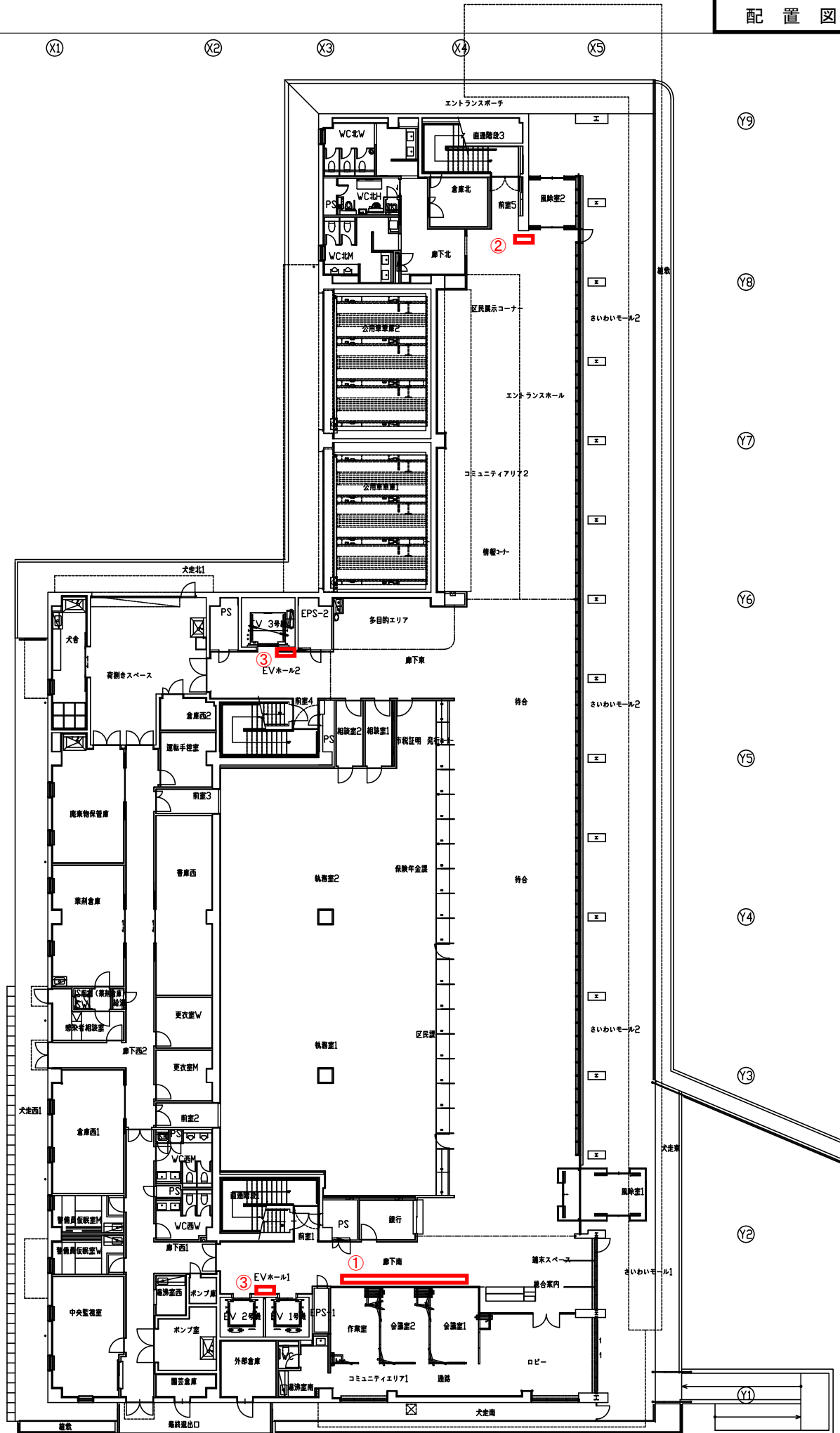
(3) 操作説明会の開催

設置事業者が設置する案内表示板等の本格運用の前に、設置運営事業に関

わる区役所職員等を対象とした操作説明会を開催し、円滑な運用に資するよう配慮するものとする。

(4) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。



工事名
幸区役所
設備更新工事
新築・増築・改築・修繕
共同企業体